

府中市立保育所延長保育実施規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

府中市長 高野律雄

府中市規則第74号

府中市立保育所延長保育実施規則の一部を改正する規則

府中市立保育所延長保育実施規則（令和2年3月府中市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(延長保育の許可の取消し) 第7条 省略 2 市長は、前項の規定により延長保育の許可を取り消したときは、 <u>延長保育許可取消通知書</u> により、当該取消しに係る利用保護者に通知するものとする。	(延長保育の許可の取消し) 第7条 省略 2 市長は、前項の規定により延長保育の許可を取り消したときは、 <u>延長保育許可取消通知書（第3号様式）</u> により、当該取消しに係る利用保護者に通知するものとする。
(延長保育料の免除) 第11条 省略 2 前項の規定により延長保育料の免除を受けようとする保護者は、 <u>延長保育料免除申請書（第3号様式）</u> により、市長に申請しなけれ	(延長保育料の免除) 第11条 省略 2 前項の規定により延長保育料の免除を受けようとする保護者は、 <u>延長保育料免除申請書（第4号様式）</u> 市長に提出しなければならな

ばならない。ただし、条例第10条第1項ただし書の規定により市長が特に必要と認めた者が前項第2号に該当すると市長が認める場合にあっては、これを省略することができる。

3～6 省 略

い。ただし、条例第10条第1項ただし書の規定により市長が特に必要と認めた者が前項第2号に該当すると市長が認める場合にあっては、これを省略することができる。

3～6 省 略

第3号様式を削り、第4号様式を第3号様式とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市立保育所延長保育実施規則の規定は、令和7年11月25日から適用する。